

ひだ訪問看護ステーション重要事項説明書

訪問看護サービスの提供の開始に当たり、厚生省令第37号第74条 準用（第8条）に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1、事業者概要

事業者の名称	ひだ訪問看護ステーション
事業所の所在地	高山市中切町1番地1
電話番号	0577-32-1117
介護保険指定番号	2162790022

2、事業の目的と運営方針

目的	利用者の心身の特性を踏まえて利用者の意思を尊重し生活の質の確保を重視し健康管理、全体的な日常生活動作の維持回復を図ると共に快適な在宅療養が維持できるよう支援する。
運営方針	在宅における療養生活を支援し、心身の機能の維持、回復を目指すと共に生活の質の向上、確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援する。関係機関との密接な連携を図り総合的なサービスの提供に努める。

3、職員体制

	職種	常勤	非常勤	業務内容
所長	看護師	1名		管理・運営業務、看護業務
従事者	看護師	11名	4名	看護業務
	介護福祉士		1名	看護補助業務
	理学療法士	3名		リハビリテーション業務
	作業療法士	2名		リハビリテーション業務
	事務	1名	2名	事務業務

* 緊急時に対応できるようチームで訪問対応しています。

4、営業日及び営業時間

営業日	平日（土・日・祝祭日・12月29日～1月3日を除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで

* ただし、緊急時は24時間対応。又、病状により営業時間外でも対応します。

5、提供するサービス内容

(1) 病状・障害・全身状態の観察
(2) 清拭や洗髪などによる清潔の保持、食事及び排泄などの日常生活の世話
(3) 褥創の予防と処置
(4) リハビリテーション
(5) ターミナルケアや認知症患者の看護
(6) 療養生活や介護方法の指導

(7) カテーテルなどの交換と管理、その他医師の指示による医療処置

(8) 利用者や家族への精神的サポート

6、事業の実施地域

実施地域	高山市・飛騨市
------	---------

7、守秘義務について

事業上知り得た利用者等の秘密は厳守いたします。
また、必要に応じて他の関係機関等に情報提供すると共に情報収集をすることもあります。

8、事故の対応について

サービス提供にあたって、事故が発生した場合は速やかに対応します。

9、利用料金

*別紙

支払方法	毎月10日前後に前月分を請求いたします。 ・窓口支払：久美愛厚生病院の正面カウンター会計窓口にてお支払い (平日8:30~17:00) ・集金：訪問時にお支払い ・口座振替：JAひだ口座よりお引き落とし
------	---

10、緊急時の連絡方法

*別紙

11、苦情の申立窓口

飛騨医療センター久美愛厚生病院 ひだ訪問看護ステーション	電話番号 0577-32-1117 受付時間 (平日) 午前8:30~午後5:15
高山市 市民福祉部高年介護課	電話番号 0577-35-3178 受付時間 (平日) 午前8:30~午後5:15
飛騨市 市民福祉部地域包括ケア課 介護保険係	電話番号 0577-73-7469 受付時間 (平日) 午前8:30~午後5:15
岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険課	電話番号 058-275-9826 受付時間 (平日) 午前9:00~午後5:00

12、身体的拘束の防止

当事業所は原則身体拘束およびその他の行為制限の一切を禁止します。

- 1) 利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会において、十分検討を行います。身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、利用者または家族への説明同意を得て行います。また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除

すべく努力します。

- 2) 身体拘束廃止及び適正化に向けた取り組みすることを目的に、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置しています。
- 3) 定期的に職員に対し身体拘束廃止及び適正化のための研修を実施します。

1 3. 業務継続計画の策定等

非常災害や感染症の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、必要な措置を講じるものとします。

- 1) 災害および感染症に係る業務継続計画を作成します。
- 2) 災害および感染症に係る研修および訓練を定期的実施します。

1 4. 訪問看護医療 DX 情報活用について

- 1) 訪問看護療養費および公費負担医療に関する費用のオンライン請求の実施をします。
- 2) マイナンバーを用いたオンライン資格確認をおこなう体制の管理をします。
- 3) 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得及び活用し、より質の高いサービスの提供をします。

1 5. 虐待防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するための処置を講じるものとします。

- 1) 虐待を防止するための看護師等に対する研修を実施します。
- 2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備します。
- 3) 訪問看護の提供中に看護師等または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。
- 4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底します。虐待防止に関する責任者は管理者です。